公共工· 事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成十二年法律第百二十七号)

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 情報の公表 (第四条-第九条)

第三章 不正行為等に対する措置 (第十条・第十一条)

第四章 施工体制の適正化 (第十二条 – 第十四条)

第五章 適正化指針 (第十五条-第十八条)

第六章 国による情 報 \mathcal{O} 収集、 整理及び提供等 (第十九条・第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 こ の 法律は、 国 特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、 その 適正

化の基本となるべき事項を定めるとともに、 情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適 正 化

 \mathcal{O} 措 置を講じ、 併せて 適正化指 針 の策定等 の制 度を整備すること等により、 公共工事に対する国 |民の信頼

 \mathcal{O} 確 保とこれ を請い け負 う 建 設業 \mathcal{O} 健全な発達 を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この 法律にお いて「特殊法人等」とは、 法律により直接に設立された法人若しくは特別 \mathcal{O} 法律 によ

り 特 別 の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号) 第四条第十 五. 号

 \mathcal{O} 規定 の適用を受けない法人を除く。 特別の法律により設立され、 かつ、 その設立に関し 行政官庁 \mathcal{O}

認 可 を要する法人又は独立行政法人 (独立行 政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第 項 に 規

定す る独立行 政法人をいう。 第六条において同 υ° のうち、 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当す

る法人であって政令で定めるものをいう。

源 を 資本 玉 か 金 5 の二分の \mathcal{O} 交付: 金若しく 以 Ĺ が 玉 は 補 カ 助 5 金によって得て \mathcal{O} 出資 による法 いる法 人又はその 人であること。 事 業 0 運営 \mathcal{O} ため に必要な経費の 主たる財

そ の設立 0) 自的, を実現し、 又はその主たる業務を遂行するため、 計 画 的 カコ つ継続的 に建 設 工事 (建設

業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二条第一項に規定する建設工事をいう。 次項において同じ。) の 発

注を行う法人であること。

2 この法律において 「公共工事」とは、 国 特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この 法律において 「建設業」 とは、 建設業法第二条第二項に規定する建設業をい . う。

この 法律において「各省各庁の長」 とは、 財政法 (昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規

定する各省各庁の長をいう。

4

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、 次に掲げるところにより、 その適正化が図られなければなら

ない。

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

入札に参加しようとし、 又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。

三 入札及び契約からの不正行為 の排除が徹底されること。

匹 契約された公共工事 0 適正な施工が確保されること。

第二章 情報の公表

(国による情報の公表)

第四 _ 条 各省 各 庁 \mathcal{O} 長 は、 政令で定めるところにより、 毎 住年度、 当該年度の公共工事 の発注 一の見通 しに関 す

る事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁 0 長 は、 前 項の 見通 L に関する事項を変更したときは、 政令で定めるところにより、 変更後の

当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、 政令で定めるところにより、 次に掲げる事項を公表しなければならない。

入札者の商号又は名称及び入札金額、 落札者の商号又は名称及び落札金額、 入札 . の 参. 加 者の資格

8 た場合における当該資格、 指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他 \mathcal{O} 政令で定める公

共工事の入札及び契約の過程に関する事項

契約 \mathcal{O} 相 手 方 の 商 一号又は 名称、 契約 金 額 その 他の政令で定める公共工事 の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)

第六条 特殊法 人等の代表者 (当該: 特 殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、 その長。 以下同じ。

は、 前二条の規定に準じて、 公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じな

け 'n ばならない。

地 方公共団 体による情報の 公表

第七 条 地 方公共 団体 \mathcal{O} 長 は、 政 令で定めるところにより、 毎年度、 当該年度の公共工事 の発注 0 見通

関す る事項で政令で定めるも のを公表しなければならない。

前項の見通しに関する事項を変更したときは、

政令で定めるところにより、

変更

後 の当該事項を公表しなければならない。 2

地方公共団体の長は、

第八条 地方公共団体 の長は、 政令で定めるところにより、 次に掲げる事項を公表しなければならない。

入札者

の商号又は名称及び入札

金額、

落札者の商号又は名称及び落札金額、

入札の参

加 者

 \mathcal{O}

資

(格を定

8 た場合にお ける当該資格、 指名競争入札 に お ける指名した者 の商号又は 名称その 他 \mathcal{O} 政 令で定め る公

共 工 事 \mathcal{O} 入札及び契約 \mathcal{O} 過 程 に関する事 項

契約 \mathcal{O} 相 手方の 商 一号又は 名称、 契約 金 額 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 の政令で定める公共 Ī 事 かの契約 の内容に関する事 項

第九条 前二条 \mathcal{O} 規定は、 地方公共団 位が、 前二条に規定する事項以外の 公共工事 Ò 入札及び契約に関する

情 報 の公表に関し、 条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第三章 不正行為等に対する措置

(公正取引委員会への通知)

第十条 各省 各 庁 \mathcal{O} 長、 特殊法 人 等 の代表者又は 地方公共 団体 の長 (以 下 「各省各庁の長等」という。) は

それぞれ国、 特殊法 法 人等又は 地方 公共団体 (以 下 「国等」という。) が発注する公共工事 Ō 入札及び 契

約 に関し、 私的 独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は

第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、 公正取引委員会に対

し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、 それぞれ国等が 発注する公共工事の入札及び契約 に関 Ļ 当該 公共工事 の 受

注 者である建設業者 (建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。) に次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} 1 ず れ カン に 該 当

すると疑うに 足りる事 実があるときは、 当該 建設業者が 建設業の 許 可を受けた国土 交通大臣 . 又 は 都道 府 県

知事 及び当該事 ・実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、 その 事実を通知しなけ れば

ならない。

建設業法第二十八条第一 項第三号、 第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

第十三条第 一項若しくは第二項、 同 条第三項 の規定に より読み替えて適用され る建設業法第二十四条

 \mathcal{O} 七第四 項、 同 条第 項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の 規定に決 違反した

<u>ر</u> کے

第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十二条 公共工事については、 建設業法第二十二条第三項の規定は、 適用しない。

(施工体制台帳の提出等)

第十三条 公共工 事の受注者 (建設業法第二十四条の七第一 項 の規定により 同 項に 規定する施 工 体 制 台帳

以下単に 施施 工 体制台帳」 という。) を作成しなけ ればならないこととされ てい るものに限 る。 は、 作

成 ĺ た 施 工 体 制 台帳 (同 項 \hat{O} 規定により記 載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴 1 新 たに: 作

成されたものを含む。 の写しを発注者に提出しなければならない。 この場合においては、 同条第三項の

規定は、適用しない。

前 頭の公共工事の受注者は、 発注者から、 公共 Ź 事 \mathcal{O} 施 工 一の技術・ 上の管理をつかさどる者 (次条に お į١

2

7 施施 工技 術者」という。 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 状況 そ 0) 他 \mathcal{O} 工 事 現 場 \mathcal{O} 施 工 体 制 が 施 工 体 制 台 帳 \mathcal{O} 記 載 に 合致

1 るか どう か の点検を求 め 5 れ たときは、 これを受けることを拒 ん では な 5 な

3

第

項の

公共工事

の受注者につい

. て

の建設業法第二十四

条の七第

匹

項

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

適

用に

つい

ては、

同

項中

見やすい場所」とあるのは、 工 事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい 場所」とする。

(各省各庁の長等の責務)

第十四 条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、 施工技術者の設置 の状況その他 0 工 事 現 場の

施工 体 制を適 正 なものとするため、 当該工事 現場 \mathcal{O} 施 工体 制が施工体 問台帳 の記 載に合致しているかどう

かの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十五条 国 は、 各省各庁 \mathcal{O} 長等による公共工事 . D 入札及び契約 の適 正 化を図るため の措置 (第二章及び 第

三章並びに前条に規定するものを除く。) に関する指針 (以 下 「適正化指針」という。) を定めなけ れば

ならない。

2 適正化指 針には、 第三条各号に掲げるところに従って、 次に掲げる事 項を定めるものとする。

置に 入札及び契約 あっては第四条及び第五条、 0) 過程並 びに契約 地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定する の内容に関する情報 (各省各庁 の長又は 特殊法 人 等 の代表者による措

ものを除く。)の公表に関すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の意見を適切に反映する方策に

関すること。

三 入札及び契約 の過 程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

兀 公正, な競争を促進するための 入札及び契約 の方法の の改善に関すること。

五. 将来に おけるより適切 な入札及び契約 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 公共 工事 の施工状況 0 評 価 の方策に関すること。

六 前各号に 掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 入札及び契約 \mathcal{O} 適 正化を図るため必 要な措置に 関すること。

3 適 正 化指 針 の策定に当たっては、 特殊法人等及び地方公共団体 の自主性に配慮しなけ ればならない。

4 国土交通大臣、 総務大臣及び財務大臣は、 あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協

議した上、 適正化指 針 の案を作成し、 閣 議 の決定を求めなければならない。

5 玉 |土交通大臣 は、 適 正 化指 針 \mathcal{O} 案 \mathcal{O} 作 成 に · 先 立 つて、 中央 建 一設業 審 議 会 \mathcal{O} 意見を聴 カン なけ ħ ば ならない。

6 玉 王 交通 大臣、 総 務 大臣 及 び 財 務大臣 は、 第四 項 \mathcal{O} 規 定に よる閣 議 \mathcal{O} 決定が あっ たときは、 遅滞なく、

適正化指針を公表しなければならない。

(適正化指針に基づく責務)

7

第三

項

から前項まで

0)

規定

は、

適

正化指針の変更について準用する。

第十六条 各省各庁の長等は、 適正: 化指針に定めるところに従い、 公共工事の入札及び契約の適正化を図る

ため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十 七 条 国土 交通大臣 . 及び 財務大臣は、 各省各庁の長又は b 特殊法· 人等を所管する大臣に対 Ļ 当 該 各省各

庁 \mathcal{O} 長 又は当該大臣 が 所管する特 殊法 人等が 適正 化指 針 に従 って 講じた措置 \mathcal{O} 状況につい て 報 告を求 \Diamond る

ことができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、 地方公共団体に対し、 適正化指針に従って講じた措置の状況について報

告を求めることができる。

3 国土交通大臣、 総務大臣及び財務大臣は、 毎年度、 前二項の報告を取りまとめ、 その概要を公表するも

のとする。

(要請)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、 各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、 公共工事の

入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべ き

ことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、 地方公共団体に対し、 公共工事の入札及び契約 の適正が 化を促進するため

適 正 化指 針 に照らして特に必要が あると認めら れる措置を講ずべきことを要請することができる。

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第十九条 国土交通大臣、 総務 大臣及び財務大臣は、 第二章 の規定により公表された情報その他その普及が

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、 整理及び提供に努めなければな

らない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十条 国、 特 殊法 人等及 び 地 方公共団 体 は、 それぞれその職 員に対 公共 工 事 \mathcal{O} 入 札 及び 契約 が 適 正

に行わ れるよう、 関係 法令及び所管分野における公共 工事 \bigcirc 施工技術 に 関する 知識を習得させるため 0) 教

育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、 建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行わ

よう、 関係法令に関する知識 の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第 一 条 この 法 律は、 公布 \mathcal{O} 日 か ら起算して三月を超えな V) 範囲内 に お 1 て政令で定める 日 か 5 施 行する。

ただし、 第二 章 か 5 第 匹 章 ま で並 びに第十六条、 第十 七 条第 項及び 第二項、 第十 八 条 並 び に 附 則 第三条

(建設業法第二十八 条 \mathcal{O} 改正 規定に係る部分に限る。 の規定は平成十三年四 月一 日から、 第十七条第三

項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

れる

(経過措置)

第二条 第五 条及び第八条の 規定は、 これらの規定 んの施行 前に入札又は 随 **意契約** の手 続に着手してい た場合

に お ける当 該 入札及びこれに係る契約又は当該 随意契約に . つ い 、ては、 適用 L な

2 第四 |章及び: 次条 (建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。 の規定は、 これらの規定の施行

前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

(建設業法の一部改正)

第三条 建設業法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中 「各号の一」を「各号の いずれか」 に、 「除く。)」を「除き、 公共工 事の入札及

び契約 の適 正 化 \mathcal{O} 促進に関する法律 (平成十二年法律第 号。 以 下 「入札契約適正 化 法 という。)

第十三条第三項 \mathcal{O} 規定により読み替えて適用される第二十四 条 の七第四 項を含む。 第四 項 E お V 、 て 同

若しくは入札契約 適 正 化法第十三条第一 項若しくは第二項の 規定」 に改 め、 同 項 第三号中 「法令」 の 下

に「(入札契約適正化法及びこれに基づく命令を除く。)」 を加え、 同条第四項中 「 第 一 項各号の一」 を

第一項各号のいずれか」に、 「(第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条 の 五

までを除く。)」を「若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定」に改める。

」を「、公共工事の前払金保証事業に関する法律 第三十四条第一項中「及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号) (昭和二十七年法律第百八十四号) 及び入札契約適正化

法」に改める。